

20川監公第10号

平成20年9月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	岩崎善幸
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 環境局及びまちづくり局

監査の範囲 平成19年度に契約した工事、平成18年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事で平成19年度に完成したもの（工事関連の業務委託を含む）

監査の期間 平成20年4月1日から  
平成20年8月15日まで

監査の結果

今回の監査は、環境局及びまちづくり局が契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事33件、委託4件、軽易工事429件合わせて466件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて書類審査及び現場調査を行った。

重点項目として設計変更が適切に実施されているかを主眼に実施した。

その結果、次のとおり設計及び積算に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

#### 1 設計及び積算を適切に行うべきもの

新川崎道路新設に伴う支障物撤去・移設その1工事は、財団法人川崎市まちづくり公社が管理するケイスクエア・タウンキャンパス内の駐車場出口機器等が、新川崎地区の区画道路の整備に伴い移設が必要となり、市が現物補償したものである。

設計図書（図面、仕様書）についてみたところ、料金精算機、カーゲート、ループコイル、配線系統図は記載されていたが、電気設備に使用する材料、数量、施工位置が記載されておらず、適切に積算できるものとなっていない

かった。

設計図書の記載は、適切に積算できるように徹底されたい。

また、設計金額は土木工事標準積算基準書（平成19年度）により積算していた。

しかしながら、工事費の92%が敷地内の電気設備工事であることから、公共建築工事積算基準（平成19年度版）の電気設備工事の基準を用いて積算すべきであった。

積算は、適切な基準により行われたい。

さらに、駐車場出口機器設備のケーブルについてみたところ、ケーブルは従来型のビニル絶縁ビニルシースケーブルを使用していた。

従来型のケーブルは、絶縁体や被覆材に塩素及び鉛などが含まれるため、火災や処分時に有害な物質を発生するおそれがある。

工事材料には、JISで規格化されている環境への負荷の少ないエコマテリアルケーブルを採用されたい。

（別表監査番号20）（まちづくり局市街地開発部）

## 2 設計段階において事前協議等の徹底を図るべきもの

仮称川崎市アートセンター新築工事は、万福寺土地区画整理組合（以下「組合」という。）より購入した敷地に劇場や映像ホール等を備えた施設（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、3階建、延べ床面積1908.5㎡）を新築したものである。

そのうち、設計変更についてみたところ、約80項目にわたる2回の設計変更が行われ、増額した金額は計1億5,186万7,800円で、変更後の契約金額は当初の契約金額の約1.34倍となっていた。

変更した主な工種、変更理由及び増額金額は次のとおりであった。

### (1) 仮設用地費

敷地が狭あいであったことから、仮設用地（工事を行う際に必要となる現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等を設置する用地）は、組合との事前協議により、隣接地約 6,300 m<sup>2</sup>を無償で借用できるとして工事を執行した。

しかしながら、本工事の着手が遅れたことや当該隣接地の造成が早まったことにより借用ができなくなり、区画整理事業地内の新たな用地 2,151 m<sup>2</sup>を有償で借用した。

このため、積算金額約 1,250 万円を増額した。

### (2) 残土処分費

敷地は、高さ 10 m を超えるがけを伴うものであることから、組合が敷地造成を行った後、速やかに本工事を着手することにしていたが、本工事の着手が遅れ、組合による敷地造成完了時に労働基準監督署からがけの崩落防止処置を行うように指導を受けた。本工事が着手するまでの間、崩落防止処置として組合にて盛土を行ったが、盛土した部分にも建物を配置することから、本工事にて盛土を削り残土として処分した。

このため、積算金額約 2,000 万円を増額した。

### (3) 揚重機械費

資材を揚重する費用は、移動式クレーン 1 基で行うものとして計上していたが、新たな工種が発生したことにより工事の進捗が遅れ気味となり、工事の能率を上げるためにタワークレーン 2 基により施工した。

このため、積算金額約 900 万円を増額した。

#### (4) 枠組足場費

映画館及び小劇場の階高は5 mを超えており、壁及び天井を仕上げるために必要な枠組足場の費用を計上すべきであったが、その費用を計上していなかった。

このため、積算金額約550万円を増額した。

#### (5) 建具の枠金物

設計図書にカーテンウォールと<sup>く</sup>躯体との間に取り付ける枠金物（以下「枠金物」という。）が適切に明示されておらず、施工時に仕上り形状などを詳細に検討したところ、枠金物を取り付ける必要が生じた。

このため、積算金額約1,380万円を増額した。

このような大幅な工事費の追加を行うことは、変更後の仕様で入札した場合、別の業者が落札する可能性もある。公共工事の競争性及び公平かつ透明な受注機会の提供の観点並びに経済性及び効率性の観点から、設計段階において、適切な事前協議、工程調整、施工方法の検討及び設計図書の作成の徹底を図られたい。

(注) カーテンウォール

建築物で、構造上の荷重を支えない壁。総ガラスの壁やパネルの外壁などをいう。

(別表監査番号30) (まちづくり局施設整備部)